一般財団法人群馬県森林・緑整備基金　高性能林業機械貸付事務取扱要領

（趣旨）

第１条　一般財団法人群馬県森林・緑整備基金（以下「基金」という。）は、林業担い手育成確保対策事業補助金交付要綱及び一般財団法人群馬県森林・緑整備基金高性能林業機械借受事務取扱要領（以下「借受事務取扱要領」という。）に定めるほか、この貸付事務取扱要領により林業の機械化を促進するために必要な高性能林業機械の貸付を行う。

（貸付対象機械）

第２条　貸付の対象とする機械は、毎年度一般財団法人森林・緑整備基金代表理事（以下「代表理事」という。）が定めるものとし、借受事務取扱要領により基金が借り受けた機械とする。

（貸付の対象者）

第３条　貸付の対象者は、県内において林業を営む者及び代表理事が認める者とする。

（貸付の範囲）

第４条　機械貸付の範囲は、森林の施業管理またはこれに付随する工事等の施工に使用する場合に限るものとする。

（借受申請）

第５条　機械を借受けようとする者（以下「借受申請者」という。）は、基金に機械の借受状況を確認のうえ、林業機械借受申請書（様式第１号）を代表理事に提出しなければならない。

（審査及び通知）

第６条　代表理事は、前条による申請書を受理し適正と認めたときは、林業機械貸付通知書（様式第２号）を借受申請者に通知するものとする。

（貸借契約）

第７条　機械の貸付決定を受けた者（以下「借受者」という。）は速やかに林業機械貸借契約書（様式第３号）により貸借契約を締結しなければならない。

（貸付料）

第８条　機械の貸付料は、基金が別に定める借受料（以下「借受料」という。）から、基金が定める基準額（以下「基準額」という。）の２分の１を差し引いた額とする。

なお、借受料が基準額を下回る場合は、借受料の２分の１の額とする。

（機械の現状確認）

第９条　機械の引き渡しにあたり、機械を基金に貸し付ける者（以下「貸付者」という。）は、借受者の立ち会いのもとに機械の現状確認を行わなければならない。

（機械オペレーター0）

第１０条　借受者は、機械の操作及び作業に関する教育を受けている者、または機械の操作及び作業に関する知識、技能を有している者を当該機械の機械オペレーターとして作業に従事させなければならない。

（安全作業の遵守）

第１１条　借受者は、安全作業に努め災害防止に万全を期さなければならない。

２　人身事故及び物損事故が発生したときは借受者の責任において処理しなければならない。

（維持管理）

第１２条　借受者は、機械の使用にあたり日常の点検整備を実施し、善良な維持管理を行わなければならない。

２　借受者は、貸付を受けた機械を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

（契約内容の変更）

第１３条　借受者は、契約内容を変更するときは、あらかじめ林業機械貸借契約変更申請書（様式第４号）を代表理事に提出し承認を受けなければならない。

２　代表理事は、前項による申請書を受理し適正と認めたときは林業機械貸借契約変更承認通知書（様式第５号）を通知するものとする。

（経費負担）

第１４条　機械の貸借期間中に要する機械の運搬、油脂・燃料、消耗品に係る経費は、借受者がこれを負担しなければならない。

（棄損または滅失の報告及び措置）

第１５条　借受者は、機械の貸借期間中に棄損または滅失したときは、直ちにその事実及び事由について、代表理事に林業機械借入に伴う事故発生報告書（様式第６号）を提出し、その指示を受けなければならない。

２　前項の滅失または棄損が借受者の責に帰すべき事由によるときは、借受者の負担により、これを補填または修理しなければならない。

（機械の返還時の点検）

第１６条　機械の返還にあたり、借受者は、貸付者立ち会いのもとに機械の点検を行わなければならない。

（完了届）

第１７条　借受者は、機械の使用を完了したときは、速やかに林業機械借受完了届（様式第7号）を代表理事に提出しなければならない。

（貸付料の納入）

第１８条　借受者は、代表理事が発行する林業機械貸付料納入通知書（様式第８号）により、定められた期日までに指定された口座に振り込むこととする。

２　振り込みにかかる手数料は借受者の負担とする。

（違反行為等の措置）

第１９条　代表理事は、借受者が次の事項に該当するときは、貸付機械を返還させることができる。

（１）申請書に虚偽の記載があったとき。

（２）この取扱要領に定める事項に違反したとき。

（３）そのた借受者に貸付を不適当と認める行為があったとき。

（その他）

第２０条　この取扱要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度、借受者と協議して定めるものとする。

附　則

この取扱要領は、平成１０年度事業から適用する。

　　附　則

この取扱要領は、平成２４年度事業から適用する。

　　　附　則

この取扱要領は、一般財団法人移行の登記の日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

林業機械借受申請書

（一財群森）

平成　年　月　日

　一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

代表理事　　　　　　　　　　　　様

借受申請者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　FAX

　　一般財団法人群馬県森林・緑整備基金高性能林業機械貸付事務取扱要領第５条に基づき下記のとおり林業機械の借受を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　借受機械名称 |  |
| ２　借受機械の規格・形式等 |  |
| ３　指定業者名 |  |
| ４　使用目的 | 皆伐　　　　　　間伐　　　　　　作業道等開設  　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ５　借受期間 | 平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　日 |
| ６　使用場所 | 市　　　　　町  　　　　　　　　　　　　　大字　　　　　字　　　　　　地内  　　　　　　郡　　　　　村 |

様式第２号（第６条関係）

林業機械貸付決定通知書

（一財群森）

平成　年　月　日

　　　　　　　　　　　　様

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

代表理事　　　　　　　　　　　　様

　　平成　　年　　月　　日付けで借受申請がありました林業機械につきましては、下記のとおり貸付決定しましたので通知します。

なお、貸付契約にあたりまして、別紙契約書の内容を検討し疑義が無いときは必要箇所を記入のうえ２部提出して下さい。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　貸付機械名称 |  |
| ２　貸付機械の規格・形式等 |  |
| ３　指定業者名 |  |
| ４　使用目的 | 皆伐　　　　　　間伐　　　　　　作業道等開設  　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ５　貸付期間 | 平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　日 |
| ６　使用場所 | 市　　　　　町  　　　　　　　　　　　　　大字　　　　　字　　　　　　地内  　　　　　　郡　　　　　村 |

担当

連絡先　〒371-0847

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　前橋市大友町一丁目１８番７号

　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL 027-212-6295　FAX 027-212-6296

様式第３号（第７条関係）

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金 林業機械貸借契約書

　　借受者　　　　　　　　　　　と貸付者一般財団法人群馬県森林・緑整備基金代表理事は、一般財団法人群馬県森林・緑整備基金高性能林業機械貸付事務取扱要領を了承のうえ、林業機械の貸借について下記のとおり契約する。

記

１　貸借機械名称

２　貸借機械

　　規格・形式等

３　使用場所

４　貸借期間　　　　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで

５　貸借料

６　その他　　　　　契約条件は、一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

　　　　　　　　　　林業機械貸借契約仕様書によるものとする。

　　この契約の証として本書２通を作成し、当事者が記名押印した後、各一通を保有するものとする。

　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　貸付者（住所）群馬県前橋市大友町一丁目１８番７号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名）一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

代表理事　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　借受者（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　（注）一般財団法人群馬県森林・緑整備基金林業機械貸借契約仕様書を添付のこと。

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金 林業機械貸借契約仕様書

１　機械の引渡場所及び返還場所は、　　　　　　　　　　　　　　　とする。

２　機械を引き渡すときは、機械の現状確認をしなければならない。

３　借受者は、機械の性能等不完全があったときは、基金に異議を申し立てることができる。

４　前項により、異議の申立をしなかったときは、機械は完全な状態で引渡したものとみなす。

５　機械の貸借期間は、機械の引渡した日から返還した日までとする。

６　機械の仕様の範囲は、森林の施業管理またはこれに付随する工事等の施工に使用する場合に限る。

７　借受者は、安全作業に努め、災害防止に万全を期さなければならない。

８　災害が発生したときは、借受者の責任において処理をし、基金に対し、一切の責任を問うことが

できないものとする。

９　借受者は、機械の使用にあたり日常日の整備点検を実施し、善良な維持管理を行わなければならない。

10　借受者は、機械を第三者に譲渡または転貸してはならない。

11　借受者は、機械の原形を変更してはならない。

12　機械を返還するときは、点検を行わなければならない。

13　前項の点検により費用が生じたときは、借受者の負担とする。

14　機械の運搬、油脂・燃料、消耗品等の経費は借受者の負担とする。

15　借受者は、機械が貸借期間中に棄損または滅失したときは、直ちにその事実及び事由について基金代表理事に事故発生報告書を提出し、その指示を受けなければならない。

16　前項の棄損または滅失が借受者の責に帰すべき事由によるときは、借受者の負担により、これを補填または修理しなければならない。

17　一般財団法人群馬県森林・緑整備基金高性能林業機械貸付事務取扱要領及び契約条件に違反したときは、貸借期間内においても機械を返還させる場合がある。

様式第４号（第１３条第１項関係）

林業機械貸借契約変更申請書

平成　年　月　日

　一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

代表理事　　　　　　　　　　　　様

借受申請者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　FAX

　　平成　　年　　月　　日付けで締結した林業機械貸借契約について一般財団法人群馬県森林・緑整備基金高性能林業機械貸付事務取扱要領第１３条に基づき下記のとおり変更したいので申請します。

記

　１　変更内容

　　　変更前

　　　変更後

様式第５号（第１３条第２項関係）

林業機械貸借契約変更承認通知書

（一財群森）

平成　年　月　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表理事

　　平成　　年　　月　　日付けで申請がありました林業機械貸借契約変更につきまして下記のとおり承認しましたので通知します。

記

　１　変更承認内容

　　　変更承認前

　　　変更承認後

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　 027-212-6295

様式第６号（第１５条第１項関係）

平成　年　月　日

林業機械借入に伴う事故発生報告書

　一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

代表理事　　　　　　　　　　　　様

借受者　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　　平成　　年　　月　　日付けで賃借契約を締結した林業機械が棄損（滅失）したので、一般財団法人群馬県森林・緑整備基金高性能林業機械貸付事務取扱要領第１５条に基づき下記のとおり報告します。

記

　１　発生日時　　　平成　　年　　月　　日　　　　　時

　２　発生場所

　３　棄損（滅失）の状況（※状況写真を添付のこと）

　４　その他（人身事故等の状況）

様式第７号（第１７条関係）

林業機械借受完了届

平成　年　月　日

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

代表理事　　　　　　　　　　　　様

借受申請者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　FAX

　　平成　　年　　月　　日付けで貸借契約を締結した林業機械について、借受を完了しましたので、一般財団法人群馬県森林・緑整備基金高性能林業機械貸付事務取扱要領第１７条に基づき下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　借受機械名称 |  |
| ２　借受機械の規格・形式等 |  |
| ３　指定業者名 |  |
| ４　使用目的 | 皆伐　（　　　　　　　　　　㏊、伐出材積　　　　　　　　　㎥）  間伐　（　　　　　　　　　　㏊、伐出在籍　　　　　　　　　㎥）  作業道等開設等　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｍ）  その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ５　借受期間 | 平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　日 |
| ６　使用場所 | 市　　　　　町  　　　　　　　　　　　 大字 字　　　　　　地内  　　　　 郡　　　　　村 |

注）使用目的にあわせた状況写真を２～３枚添付して下さい。

様式第８号（第１８条関係）

林業機械貸付料納入通知書

（一財群森）

平成　年　月　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表理事

　　平成　　年　　月　　日付けで貸借契約を結んだ林業機械貸付料金につきましては、下記のとおり納入期限までに指定預金口座に振り込んで下さい。

記

　１　納入金額

　２　納入期限

　３　振込先口座

　（１）振込銀行名　　　群馬銀行　　　　　　支店

　（２）口座名義人

　（３）振込口座番号　　普通

　４　契約内容

　（１）貸付機械名称

　（２）使用目的

　（３）貸付期間　　　平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

　（４）使用実日数

　（５）使用場所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　027-212-6295